

指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準

(総務省令及び厚生省令)

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>別表 指定介護予防支援介護給付費単位数表 介護予防支援費 イ 介護予防支援費（1月につき）</p> <p>(1) 介護予防支援費Ⅰ 442単位 (2) 介護予防支援費Ⅱ 472単位</p> <p>注1 (1)については、地域包括支援センター（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。ハにおいて同じ。）の設置者である指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）が、利用者に対して指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。）を行い、かつ、月の末日において指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「基準」という。）第13条第1項の規定に基づき、同項に規定する文書を提出している場合に、所定単位数を算定する。</p> <p>2 (2)については、厚生労働省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と届出を行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、厚生労働省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの（やむを得ない事情により当該方法による届出を行うことができない場合にあっては、電子メールの利用その他の適切な</p> | <p>別表 指定介護予防支援介護給付費単位数表 介護予防支援費 イ 介護予防支援費（1月につき） 438単位 (新設) (新設)</p> <p>注1 介護予防支援費は、利用者に対して指定介護予防支援（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。）を行い、かつ、月の末日において指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「基準」という。）第13条第1項の規定に基づき、同項に規定する文書を提出している指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。）について、所定単位数を算定する。</p> <p>(新設)</p> |
| <p>方法とする。以下「電子情報処理組織を使用する方法」という。）により、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に対し、厚生労働省老健局長（以下「老健局長」という。）が定める様式による届出を行った指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。）である指定介護予防支援事業者が、利用者に対して指定介護予防支援を行い、かつ、月の末日において基準第13条第1項の規定に基づき、同項に規定する文書を提出している場合に、所定単位数を算定する。</p> <p>3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。</p> <p>4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。</p> <p>5 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防支援事業所（基準第3条第1項に規定する指定介護予防支援事業所をいう。以下同じ。）の介護支援専門員が指定介護予防支援を行った場合（2を算定する場合に限る。）は、特別地域介護予防支援加算として、所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>6 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防支援事業所の介護支援専門員が指定介護予防支援を行った場合（2を算定する場合に限る。）は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>7 指定介護予防支援事業所の介護支援専門員が、別に厚生</p> | <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> |

| | |
|--|---|
| <p>労働大臣が定める地域に居住している利用者に対し、通常の事業の実施地域（基準第17条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、指定介護予防支援を行った場合（②を算定する場合に限る。）は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p> | |
| 8 | （略） |
| ロ | 初回加算 300単位 |
| 注 | 指定介護予防支援事業所において、新規に介護予防サービス計画（法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。ハにおいて同じ。）を作成する利用者に対し指定介護予防支援を行った場合については、初回加算として、1月につき所定単位数を加算する。 |
| ハ | 委託連携加算 300単位 |
| 注 | 指定介護予防支援事業所（地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者の当該指定に係る事業所に限る。）が利用者提供する指定介護予防支援を指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。）に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、当該指定居宅介護支援事業所における介護予防サービス計画の作成等に協力した場合は、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。 |
| 2 | （略） |
| ロ | 初回加算 300単位 |
| 注 | 指定介護予防支援事業所（基準第2条に規定する指定介護予防支援事業所をいう。ハにおいて同じ。）において、新規に介護予防サービス計画（法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。ハにおいて同じ。）を作成する利用者に対し指定介護予防支援を行った場合については、初回加算として、1月につき所定単位数を加算する。 |
| ハ | 委託連携加算 300単位 |
| 注 | 指定介護予防支援事業所が利用者提供する指定介護予防支援を指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。）に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、当該指定居宅介護支援事業所における介護予防サービス計画の作成等に協力した場合は、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。 |

Ⅱ 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

| 基本部分 | | 注 高齢者虐待防止措置 未実施減算 | 注 業務継続計画未策定 減算 | 注 特別地域介護予防 支援加算 | 注 中山間地域等におけ る小規模事業所加算 | 注 中山間地域等に居住 する者へのサービス提 供加算 |
|--|--|-------------------------|----------------------|-----------------------|-----------------------------|-------------------------------------|
| イ 介護予防支援費 (1月につき) | (1)介護予防支援費(Ⅰ) (地域包括支援センターが行う場合) (442単位) | -1/100 | -1/100 | | | |
| | (2)介護予防支援費(Ⅱ) (指定居宅介護支援事業者が行う場合) (472単位) | | | +15/100 | +10/100 | +5/100 |
| ロ 初回加算 (1月につき +300単位) | | | | | | |
| ハ 委託連携加算 (イ(1)を算定する場合のみ算定) (+300単位) | | | | | | |

※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

| | |
|---|---|
| <p>管理体制加算の基準 第五十八号の六の規定を準用する。この場合において、「通所介護費等算定方法第八号」とあるのは、「通所介護費等算定方法第二十二号」と読み替えるものとする。</p> <p>百二十七の七 介護予防認知症対応型共同生活介護費における高齢者施設等感染対策向上加算の基準 第五十八号の七の規定を準用する。この場合において、同号イ(2)中「指定地域密着型サービス基準第百五条第一項本文」とあるのは、「指定地域密着型介護予防サービス基準第八十二条第一項本文」と読み替えるものとする。</p> <p>百二十七の八 介護予防認知症対応型共同生活介護費における生留意向上推進体制加算の基準 第三十七号の三の規定を準用する。</p> <p>百二十八〜百二十九の三 (略)</p> <p>百二十九の四 介護予防支援費における高齢者虐待防止措置未実施減算の基準 指定介護予防支援等基準第二十六条の二に規定する基準に適合していること。</p> <p>百二十九の五 介護予防支援費における業務継続計画未策定減算の基準 指定介護予防支援等基準第十八条の二第一項に規定する基準に適合していること。</p> <p>百二十九の六 訪問型サービス費における高齢者虐待防止措置未実施減算の基準 指定相当訪問型サービス等基準第三十六条に規定する基準に適合していること。</p> <p>百二十九の七 訪問型サービス費における業務継続計画未策定減算の基準 指定相当訪問型サービス等基準第二十六条に規定する基準に適合していること。</p> | <p>管理体制加算の基準 第五十八号の五の規定を準用する。この場合において、「通所介護費等算定方法第八号」とあるのは、「通所介護費等算定方法第二十二号」と読み替えるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>百二十八〜百二十九の三 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> |
|---|---|

○ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発0317001号、老振発0317001号、老老発0317001号）（抄）

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>第1 届出手続の運用</p> <p>1 届出の受理</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 届出に係る加算等の算定の開始時期</p> <p>届出に係る加算等（算定される単位数が増えるものに限る。以下同じ。）については、適正な支給限度額管理のため、利用者や介護予防支援事業者に対する周知期間を確保する観点から、届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から、算定を開始するものとする。</p> <p>また、介護予防短期入所サービス及び介護予防特定施設入居者生活介護については、届出に係る加算等については、届出が受理された日が属する月の翌月（届出が受理された日が月の初日である場合は当該月）から算定を開始するものとする。</p> <p>ただし、令和6年4月から算定を開始する加算等の届出については、前記にかかわらず、介護予防訪問通所サービス、介護予防居宅療養管理指導に係るもの、介護予防福祉用具貸与及び介護予防支援に係るものについては、同年4月1日以前に、介護予防短期入所サービス及び介護予防特定施設入居者生活介護に係るものについては、同年4月1日までになされれば足りるものとする。</p> <p>介護予防通所リハビリテーションについては、月額定額報酬であることから、月途中からのサービス開始、月途中でのサービス終了の場合であっても、原則として、それぞれ計画上に位置づけられた単位数を算定することとし、日割り計算は行わない。</p> <p>ただし、月途中に①要介護から要支援に変更となった場合、②要支援から要介護に変更となった場合、③同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合については、日割り計算による。また、月途中で要支援度が変更となった場合についても、日割り計算により、それぞれの単位数を算定するものとする。なお、要支援2であった者が、介護予防訪問介護費Ⅱを算定していた場合であって、月途中に、要支援1に変更となった場合については、認定日以降は介護予防訪問介護費Ⅱを算定することとする。</p> <p>2～6 (略)</p> | <p>第1 届出手続の運用</p> <p>1 届出の受理</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 届出に係る加算等の算定の開始時期</p> <p>届出に係る加算等（算定される単位数が増えるものに限る。以下同じ。）については、適正な支給限度額管理のため、利用者や介護予防支援事業者に対する周知期間を確保する観点から、届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から、算定を開始するものとする。</p> <p>また、介護予防短期入所サービス及び介護予防特定施設入居者生活介護については、届出に係る加算等については、届出が受理された日が属する月の翌月（届出が受理された日が月の初日である場合は当該月）から算定を開始するものとする。</p> <p>ただし、令和3年4月から算定を開始する加算等の届出については、前記にかかわらず、介護予防訪問通所サービス、介護予防居宅療養管理指導に係るもの、介護予防福祉用具貸与及び介護予防支援に係るものについては、同年4月1日以前に、介護予防短期入所サービス及び介護予防特定施設入居者生活介護に係るものについては、同年4月1日までになされれば足りるものとする。</p> <p>介護予防通所リハビリテーションについては、月額定額報酬であることから、月途中からのサービス開始、月途中でのサービス終了の場合であっても、原則として、それぞれ計画上に位置づけられた単位数を算定することとし、日割り計算は行わない。</p> <p>ただし、月途中に①要介護から要支援に変更となった場合、②要支援から要介護に変更となった場合、③同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合については、日割り計算による。また、月途中で要支援度が変更となった場合についても、日割り計算により、それぞれの単位数を算定するものとする。なお、要支援2であった者が、介護予防訪問介護費Ⅱを算定していた場合であって、月途中に、要支援1に変更となった場合については、認定日以降は介護予防訪問介護費Ⅱを算定することとする。</p> <p>2～6 (略)</p> |

1

| | |
|---|---|
| <p>方法については、「介護現場における感染対策の手引き（第3版）」を参考とすること。</p> <p>17 生産性向上推進体制加算について</p> <p>介護予防短期入所生活介護と同様であるので、719を参照されたい。</p> <p>18 (略)</p> <p>19 介護職員等処遇改善加算について</p> <p>介護予防訪問入浴介護と同様であるので、212を参照のこと。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>10 介護予防福祉用具貸与費</p> <p>11 高齢者虐待防止措置未実施減算について</p> <p>12 業務継続計画未策定減算について</p> <p>13 (略)</p> <p>14 介護職員等特定処遇改善加算について</p> <p>15 介護職員等ベースアップ等支援加算について</p> <p>介護予防訪問入浴介護と同様であるので、211を参照のこと。</p> <p>10 介護予防福祉用具貸与費</p> <p>(新設)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>11 介護予防支援</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> | <p>(新設)</p> <p>12 (略)</p> <p>13 介護職員等処遇改善加算について</p> <p>介護予防訪問入浴介護と同様であるので、212を参照のこと。</p> <p>14 介護職員等特定処遇改善加算について</p> <p>介護予防訪問入浴介護と同様であるので、211を参照のこと。</p> <p>15 介護職員等ベースアップ等支援加算について</p> <p>介護予防訪問入浴介護と同様であるので、212を参照のこと。</p> <p>10 介護予防福祉用具貸与費</p> <p>(新設)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>11 介護予防支援</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> |
|---|---|

38

| | |
|--|---|
| <p>ら基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算することとする。</p> <p>なお、経過措置として、令和7年3月31日までの間、当該減算は適用しないが、義務となっていることを踏まえ、速やかに作成すること。</p> <p>(3) 注6について 実利用者数とは前年度（3月を除く。）の1月当たりの平均実利用者数をいうものとし、前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、直近の3月における1月当たりの平均実利用者数を用いるものとする。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4月以降届出が可能となるものであること。平均実利用者数については、毎月ごとに記録するものとし、所定の人数を上回った場合については、直ちに第1の5の届出を提出しなければならない。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 委託連携加算 当該加算は、指定介護予防支援事業所（地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者の当該指定に係る事業所に限る。）が利用者に提供する指定介護予防支援を指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。）に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、当該指定居宅介護支援事業所における介護予防サービス計画の作成等に協力した場合、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者1人につき1回を限度として所定単位数を算定する。なお、当該委託にあたっては、当該加算を勘案した委託費の設定を行うこと。</p> <p>別紙様式1（内容変更有） 別紙様式2（内容変更有） 別紙様式3（内容変更有） 別紙様式4 別紙様式5 別紙様式6 別紙様式7</p> | <p>(新設)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 委託連携加算 当該加算は、指定介護予防支援事業所が利用者に提供する指定介護予防支援を指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。）に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、当該指定居宅介護支援事業所における介護予防サービス計画の作成等に協力した場合、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者1人につき1回を限度として所定単位数を算定する。なお、当該委託にあたっては、当該加算を勘案した委託費の設定を行うこと。</p> <p>別紙様式1 別紙様式2 別紙様式3 (新設) (新設) (新設) (新設)</p> |
|--|---|

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）による介護保険法等の改正 令和6年4月1日施行

○介護保険法（平成9年法律第123号）

（指定介護予防支援事業者の指定）

第115条の22 第58条第1項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの設置者又は指定居宅介護支援事業者の申請により、介護予防支援事業を行う事業所(以下この節において「事業所」という。)ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村が行う介護保険の被保険者(当該市町村が行う介護保険の住所地特例適用居宅要支援被保険者を除き、当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用居宅要支援被保険者を含む。)に対する介護予防サービス計画費及び特例介護予防サービス計画費の支給について、その効力を有する。

2～4 (略)

（指定介護予防支援の事業の基準）

第115条の23 (略)

2 (略)

3 第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、指定介護予防支援の一部を、厚生労働省令で定める者に委託することができる。

新 設

（介護予防支援事業に関する情報提供の求め等）

第115条の30の2 市町村長は、第115条の45第2項第3号の規定による介護予防サービス計画の検証の実施に当たって必要があると認めるときは、指定介護予防支援事業者に対し、介護予防サービス計画の実施状況その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報の提供を求めることができる。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援の事業の適切かつ有効な実施のために必要があるときは、第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターに対し、必要な助言を求めることができる。

○介護保険法施行規則（平成10年厚生省令第36号）

（法第8条の2第16項の厚生労働省令で定める者）

第22条の21 法第8条の2第16項の厚生労働省令で定める者は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員 保健師その他介護予防支援に関する知識を有する者

二 法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援を行う事業所の従業者 介護支援専門員

（指定介護予防支援事業者に係る指定の申請）

第140条の32 法第115条の22第1項の規定により指定介護予防支援事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定の

申請に係る事業所の所在地の市町村長(同項の規定に基づき指定を受けようとする介護予防支援事業を行う事業所の所在地の市町村以外の市町村(以下この項において「他の市町村」という。)の長から指定を受けようとする場合には、当該他の市町村の長。以下この節において同じ。)に提出しなければならない。

一～十四 (略)

- 2 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該指定を受けようとする者が法第115条の46第3項の規定に基づき地域包括支援センターの設置の届出をしている場合又は指定居宅介護支援事業者である場合において、既に当該市町村長に提出している前項各号に掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。
- 3 (略)
- 4 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該申請に係る事業者が既に当該市町村長に提出している第1項第4号から第11号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。
- 5 (略)

新 設

(第115条の30の2第1項の厚生労働省令で定める事項)

第140条の38の2 法第115条の30の2第1項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 介護予防サービス計画の実施状況

二 直近の第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の該当の有無の判断の際に当該基準に該当した第1号被保険者の状況

三 介護予防支援の利用者の心身又は生活の状況、その置かれている環境、現病歴その他の介護予防サービス計画の作成に当たり勘案した当該利用者に関する基本的な情報

四 介護予防支援の経過の記録

五 サービス担当者会議(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。)第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。)の開催等の状況

六 介護予防支援に係る評価

七 その他市町村長が必要と認める事項